

## 原子力発電関係道県議会議長協議会

「原子力発電の安全確保等に関する要請」（令和2年11月）より

**5 電源地域振興対策について**

《関係省庁》内閣府、文部科学省、経済産業省

- 国は、原子力政策は国策であるという位置付けから、立地地域が原子力政策に貢献してきたということを最大限尊重し、原子力発電所の長期運転停止による立地地域の産業・経済の停滞に対して、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地地方公共団体が置かれている立場や今後の原子力政策に対する意向等を十分踏まえ、関係地方公共団体が独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、早急に立地地域の実情に即した経済・雇用対策を実施すること。
- 電源地域の自立的、持続的発展を図るため、税制を含む総合的な地域振興施策を実施すること。特に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について、現行法が失効する令和3年度以降の法の延長について措置すること。また、同法に基づき決定された「振興計画」に基づく事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、特別措置の充実・強化を図ること。
- 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税については、令和2年度税制改正において、発電事業及び小売事業全体の2割程度を見直すこととし、資本金1億円超の法人にあっては付加価値割及び資本割を、資本金1億円以下の法人にあっては所得割を組み入れることとされたものの、その大半で収入金額による外形課税が維持され、税収に与える影響に一定の配慮がなされたが、収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元地方公共団体から多大な行政サービスを受託している原子力発電所をはじめとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。
- 原子力発電への依存度低減という国の政策転換により、立地地域の経済、雇用、財政等に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、電源三法交付金については、原子力発電施設の撤

去完了までを見据えて制度の充実を図るとともに、国が特別立法等により新産業の創出・企業誘致等について必要な政策措置を講ずること。

特に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、廃止措置期間中の立地地方公共団体等の財政に影響を及ぼすことがないよう、交付金額・期間に十分配慮すること。

また、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金については、国が責任を持って必要な予算額を確保すること。

- 電源三法交付金制度については、必要な予算額を確保することはもとより、電源立地地域の振興等を目的とする制度の趣旨に鑑み、今後も関係地方公共団体の意見を聴きつつ、地方公共団体の自主的な活用が一層図られるよう、手続きの簡素化や交付要件の緩和など弾力的かつ迅速な制度運営に努めること。

特に、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、立地地方公共団体による安全確認のための期間も含め、電源立地地域対策交付金における「みなし規定」の適用を継続し、これまでの立地地域の貢献や地域事情に十分配慮し、交付水準の見直しを図ること。

また、原子力発電所の再稼働は、立地地域における住民生活や社会・経済活動等に大きな影響を及ぼすことから、再稼働後の地域振興等を図るため十分な措置を講ずること。

- 電源三法交付金の制度や運用の見直しを行うに当たっては、目的や地方公共団体への影響等について、立地地方公共団体に対し、予め丁寧に説明を行うこと。

また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、事業目的や立地地方公共団体の意向等を十分に踏まえ、交付金額・期間について改めて検討・見直しを行うこと。

- 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、原子力発電施設等周辺地域への企業誘致や経営の安定化を促し、地域経済及び雇用の安定を図る上で重要な制度であることから、立地地方公共団体と十分協議した上で、算定単価の復元や地域の実情に即した電力上限の引上げなど、現行制度を見直し、そのために必要となる予算額を国が責任を持つ

て確保すること。

- 広報・調査等交付金については、原子力発電施設等の設置・運転から撤去完了に至るまで、広報・調査等の活動が必要であることを踏まえ、立地地方公共団体が事業を継続・拡充して行えるよう関係地方公共団体の意見を聴いた上で、必要な予算額を確保するとともに、撤去完了までを交付対象とすること。
- 電源立地対策に係る財政措置のあり方を検討する場合には、関係地方公共団体の意見・意向を最大限尊重すること。